

随意契約理由書

(件名) 水分低区電動吐出弁修繕工事

本件は、千早赤阪水道センター管内水分低区配水池に設置する 2 号ポンプに接続された電動吐出弁の修繕工事を行うものである。表記については配水運用に必須の設備で、直ちに修繕しないと配水運用に深刻な影響を与えるものであるが、故障した電動吐出弁は栗本鉄工所製のものであり、すでに栗本鉄工所は電動弁の製造を中止したため、同社に修繕を依頼したが困難であるとの回答があったため、企業団が現在同種の工事を行う際の見積依頼業者に照会したところ、前澤工業(株)のみが本年度中に代替品を納品することが可能との回答があった。ただし、施工については代理店の前澤エンジニアリングサービスが実施するため、契約の際は前澤エンジニアリングと契約してほしいとのことであった。このため地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号及び大阪広域水道企業団契約規程運用第 11 条関係第 1 項第 5 号の規定に該当するため、随意契約としたい。